

津幡町公告第8号

自動販売機設置に係る町有財産貸付の入札公告

自動販売機設置に係る町有財産貸付について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び津幡町財務規則（昭和60年規則第1号）第118条の規定に基づき公告します。

令和8年1月27日

津幡町長 矢田 富郎

1 入札に付す事項

- (1) 件名 自動販売機設置に係る町有財産貸付
(2) 貸付物件 別表1のとおり
(3) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）
(4) 貸付料 貸付料は、自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に入札した自動販売機納付金料率を乗じた額とする。

2 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
(4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有している者であること。
(5) 石川県内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は津幡町内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。
(6) 会社更生法等の適用となる経営不振の状態にない者であること。
(7) 国・県・町税を滞納していないこと。

3 入札参加申込

- (1) 期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月13日（金）
15時まで。なお、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
※入札参加申込書等については、津幡町ホームページ（監理課）からダウンロードできます。
- (2) 受付場所 津幡町役場 総務部監理課
- (3) 申請方法 期間内に持参又は郵送（簡易書留に限る。）
(提出書類に不備がないよう注意して下さい。)
- (4) 提出書類 別表2のとおり
- (5) 参加資格の確認 申込書類の受付後、申込者の入札参加資格を審査し、申込者に通知します。

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年2月20日（金）
11時00分から入札執行
※入札までに受付を済ませておくこと。
※入札時間に遅れた場合は入札に参加することができない。
- (2) 入札場所 津幡町役場 庁議室

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札方法

対象自動販売機について、自動販売機納付金率（正の整数）で入札して下さい。町が予定する最低納付金率以上で納付金率を入札した者の中から、納付金率の最も高い設置業者に決定する。同率の場合は、抽選で落札者を決定する。

7 入札書の提出方法等

入札書及び入札用封筒に必要事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れ、入札当日に、入札参加者又は代理人が直接入札箱に投入すること。入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を入札前に提出しなければならない。

8 無効の入札

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び6の入札方法に適さない入札書は無効とする。

9 入札参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

10 入札書の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。

11 開札、落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札締め切り後、入札者の面前において全物件を同時に開札します。物件番号1から物件順に落札者を決定します。町が予定する最低納付金料率以上で納付金料率を入札した者の中から、納付金料率を最も高く入札した者を落札者とします。
- (2) 同率の場合は、抽選で落札者を決定します。
- (3) 商品の重複を避ける為、3台以上飲料用自動販売機を設置する場所（別表1：物件番号8～11）では、同一の業者による落札はそれぞれ2台までとします。上記物件において、2台落札した業者が、3台目以降の物件で最も高い納付金料率を入札している場合、次に高い納付金料率（最低納付金料率以上の率であること）を入札した者を落札者とします。

12 契約の締結

落札者は、各施設の所管課から必要な手続きの説明を受け、令和8年2月27日（金）までに契約の締結を行う。なお、契約書（町保管用のもの一部）に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、設置事業者の負担とする。

13 貸付料の納入

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る各月ごとの売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に自動販売機納付金料率を乗じた額とする。ただし、1台あたりの各年度累計額が3万円に満たない場合は3万円とする。
- (2) 貸付料は、津幡町の発行する納入通知書により、指定する期日までに納入すること。なお、月払いではなく、半期又は四半期での納入を希望する場合は、津幡町役場担当課（別表1備考のとおり）と協議のうえ、決めるものとする。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの売上額が確認できる書面を津幡町役場担当課に報告すること。なお、自動販売機の売上額は以後の募集の際等に公表することがある。

14 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 設置事業者は、電力子メーターを設置し、毎月の売上報告時に電力使用量も報告すること。電気料は、津幡町が発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。なお単価は、前月分の当該施設の電気料を基に算定し、納入期日は貸付料の納入と同様とする。

15 その他

- (1) 現地説明
現地説明は実施しませんので、事前に入札物件場所等を確認し、現状把握した上で入札して下さい。
- (2) その他の事項
詳細は仕様書、配置図等による。津幡町ホームページ(監理課)からダウンロードできます。
津幡町ホームページ <https://www.town.tsubata.lg.jp/soshiki/23/>

(3) 質問の受付期間及び方法

令和8年2月6日（金）15時までに、質問書（様式は第4号）を持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で監理課へ提出してください。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため必ず電話連絡して下さい。

令和8年2月12日（木）正午までに、全ての質問を取りまとめの上、入札参加希望者全てに回答の一覧を送付します。

【問い合わせ先】

〒929-0393

石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地

津幡町役場 総務部監理課 管財用地係

電話番号 076-288-2121

FAX番号 076-288-6470

メールアドレス kanri@town.tsubata.lg.jp

別表1

貸付物件一覧

設置する自動販売機は災害時対応型とする。

物 件 番 号	設 置 場 所		設 置 台 数	最 低 納 付 金 料 率	備 考 (担当課)
1	津幡町役場	東棟 1階	1	20%	総務部 監理課
2	津幡町役場	西棟 1階	1	20%	"
3	あがた公園	南側 機械室裏	1	20%	産業建設部 都市建設課
4	あがた公園	北側 トイレ横	1	20%	"
5	住吉公園	トイレ前	1	20%	"
6	新幹線の見える丘公園	トイレ横	1	20%	"
7	中条公園	防災備蓄倉庫前	1	20%	"
8	文化会館	1階事務所前	1	20%	教育部 生涯教育課
9	文化会館	1階事務所前	1	20%	"
10	文化会館	1階事務所前	1	20%	"
11	文化会館	1階事務所前	1	20%	"
12	津幡ふるさと歴史館	歴史館前	1	20%	"
13	井上公民館	玄関前	1	20%	"
計			13	—	—

別表2

入札参加申込の際に必要な書類

No.	書類の名称	個人	法人	必要部数	備考
1	一般競争入札参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	——
2	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	——
3	販売品目一覧表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	——
※4	印鑑登録証明書（法人は印鑑証明書）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	コピー可
※5	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）		<input type="radio"/>	1	コピー可
※6	住民票	<input type="radio"/>		1	コピー可
※7	国税に関する納税証明書 「法人税と消費税及び地方消費税の未納がない証明書」その3の3		<input type="radio"/>	1	コピー可
※8	国税に関する納税証明書 「所得税と消費税及び地方消費税の未納がない証明書」その3の2	<input type="radio"/>		1	コピー可
※9	県税に関する納税証明書 「法人事業税」「法人県民税」「自動車税」の未納がない証明書		<input type="radio"/>	1	コピー可
※10	県税に関する納税証明書 「個人事業税」「自動車税」の未納がない証明書	<input type="radio"/>		1	コピー可
※11	町税に関する完納証明書 「町税」に未納がない証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	コピー可
12	業務実績調書 (契約書の写し、仕様書等、業務内容の分かれる書類の写しを提出してください。)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	コピー可
13	設置する自動販売機のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	コピー可

※発行から3か月以内のもの